

船舶事故調査報告書

令和元年5月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年8月6日 19時30分ごろ
発生場所	長崎県平戸市の山 ^{あづちおお} 大島南西方沖 馬ノ頭 ^{うまのかしら} 鼻灯台から真方位238° 1.8海里（M）付近 （概位 北緯33° 27.4′ 東経129° 28.1′）
事故の概要	漁船22長せ京 ^{はきょう} は、北西進中、また、漁船博丸 ^{ひろ} は、漂泊中、両船が衝突した。 博丸は、船長が負傷し、左舷船尾部外板の破口等を生じ、また、22長せ京は、右舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 22長せ京、19トン NS2-23285（漁船登録番号）、株式会社はまだ漁業（A社） 19.58m（Lr）×4.58m×1.78m、FRP ディーゼル機関、559.00kW、平成14年3月2日 第292-48061号（船舶検査済票の番号） B 漁船 博丸、4.98トン NS3-56558（漁船登録番号）、個人所有 11.00m（Lr）×2.33m×0.86m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数80、昭和51年6月24日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年7月1日 免許証交付日 平成29年9月6日 （令和5年6月30日まで有効） 甲板員A 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年2月23日 免許証交付日 平成29年10月5日 （令和5年3月3日まで有効）

	<p>B 船長B 男性 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年3月2日 免許証交付日 平成26年11月21日 (令和2年3月27日まで有効)</p>
死傷者等	<p>A なし B 重傷 1人(船長B)</p>
損傷	<p>A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に破口及び亀裂、操舵室の窓ガラスに破損、操舵室左舷側に圧壊</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 東北東流、潮汐 下げ潮の中央期 日没時刻：19時18分ごろ、常用薄明終了時刻：19時45分ごろ</p>
事故の経過	<p>A船は、まき網船団の灯船兼運搬船で、船長A及び甲板員Aが乗り組み、操業の目的で、平成30年8月6日18時00分ごろ長崎県対馬南方沖の漁場に向けて同県佐世保市神崎漁港を出港し、平戸瀬戸を通過した後、白岳瀬戸を西北西進した。</p> <p>A船は、甲板員Aが操船し、GPSプロッター、6Mレンジ及び0.75Mレンジとしたレーダー2台を作動させ、平戸市度島南西岸沿いを約10.5ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で自動操舵により航行を続け、同島大田崎付近に差し掛かった頃、左舷船首方400m付近に1隻の漁船を認め、GPSプロッターを見ながら当該漁船を避けて対馬南方沖に向く真方位約318°の針路とした。</p> <p>甲板員Aは、携帯電話の画面に視線を向けながらレーダー及び目視による見張りを行い、的山大島南西方沖を北西進中、19時30分ごろ突然衝撃を感じて船首方を見たところB船の操舵室が見えたので、A船とB船とが衝突したことが分かった。</p> <p>A船は、甲板員Aが主機を中立運転とし、すぐに操舵室後方の畳敷きで休んでいた船長Aを起こし、2人で前部甲板に行ったところ、一旦離れたB船がA船に近づいて来たので、船長Bの負傷の有無及び両船の損傷状況を確認した後、B船をえい航して平戸市大島港に入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、いか一本釣り漁の目的で、18時40分ごろ的山大島南西方沖の漁場に向け、僚船と共に大島港を出港した。</p> <p>B船は、的山大島南西方沖を約5～6knの速力で西南西進中、船長Bが左舷船尾方に度島西方沖を北西進するA船を認め、19時20分ごろ的山大島南西方沖の漁場に到着し、船首を北西方に向け、主機を停止して漂泊を開始した。</p> <p>B船は、船長Bが、前部甲板に移動してパラシュート型シーアンカ</p>

	<p>一の投入準備を済ませ、集魚灯を点灯するにはまだ早いと考え、操舵室に戻って船首方を向き、船首方の僚船と無線で通話したのち、何気なく船尾方を見たところ、至近にA船を認めたが、何もできず、B船の左舷船尾部とA船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、B船の損傷状況を確認し、本事故の発生を僚船に無線で連絡し、B船がA船にえい航されて大島港に帰港した後、漁業協同組合が手配した船舶から救急車に引き継がれて平戸市内の病院に搬送され、右後距腓靭帯^{こうきよひじんたい}損傷等と診断されて入院した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>A船は、本事故当時、日没後であったが、周囲がまだ明るかったので、法定灯火を表示していなかった。</p> <p>甲板員Aは、平戸瀬戸を通過した頃から携帯電話の画面を見ながら操船に当たり、大田崎付近で左舷船首方に認めた漁船を安全に通過した後は船首方に他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないと思い、携帯電話の画面を見る時間が長くなったのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>B船は、本事故当時、法定灯火を表示していた。</p> <p>船長Bは、漂泊する前に周囲を見て度島西方沖を航行中のA船を認めた際、A船と距離があるのでA船がB船を安全に通過すると思った。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p> <p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、的山大島南西方沖を北西進中、甲板員Aが、船首方に他船はいないと思い、携帯電話の画面に意識を向け、船首方の見張りを適切に行わずに航行を続けたことから、漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、的山大島南西方沖において、船首を北西方に向けて漂泊中、船長Bが、航行中のA船に気付いていたものの、A船と距離があるのでA船がB船を安全に通過すると思い、周囲の見張りを適切に行わずに漂泊を続けたことから、A船が接近している状況に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日没後の薄明時、的山大島南西方沖において、A船が北西進中、B船が漂泊中、甲板員Aが、船首方に他船はいないと思い、携帯電話の画面に意識を向け、船首方の見張りを適切に行わずに航行を続け、また、船長Bが、A船がB船を安全に通過すると思い、周囲の見張りを適切に行わずに漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、</p>

	<p>次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 航行中は見張りに集中し、周囲の状況を絶えず確認すること。・ 自船に接近する他の船舶との衝突を避けられるよう、漂泊中においても、常時適切な見張りを行うこと。・ 事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。
--	---

付図1 事故発生経過概略図

